

## 公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団 講義室レンタル利用規程

### (趣旨)

第1条 本規程は、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団（以下「財団」という。）が管理する福岡システムL S I 総合開発センター2階の講義室及びその他設備（以下「講義室等」という。）を利用するための条件、手続きを定めるものである。

### (利用対象施設・設備)

第2条 第1条の規定による講義室とは、講義室A及び講義室Bとし、その他設備とは次の物品とする。

- ・プロジェクター（置台及び付属ケーブル含む）
- ・スクリーン
- ・ホワイトボード
- ・マイクシステム
- ・案内板
- ・レーザーポインタ、指示棒
- ・ノートパソコン（Windows）
- ・映像出力用ケーブル
- ・インターネット環境（有線）
- ・インターネット環境（無線）※事前に申請をした場合のみ、利用可能
- ・その他、財団が認めたもの

### (利用時間及び利用単位)

第3条 講義室の利用を希望する者（以下「利用者」という。）が、講義室等を利用することができる時間は、原則として9:00～21:00とする。

### (利用料金)

第4条 講義室等の利用料金は、次のとおりとする。ただし、財団定款第3条に定める目的及び第4条第1項第5号に定める事業に資するものと認められる場合には、利用者と協議の上、別途、利用料金を定めることができるものとする。

	定員	平日	土日祝日
講義室 A	30 名	10,000 円/時間	12,000 円/時間
講義室 B	15 名	7,500 円/時間	9,000 円/時間
講義室 AB (併せて利用する場合)	45 名	15,000 円/時間	18,000 円/時間

※ 上記金額には、その他設備の利用料金を含む。

(利用の申込み)

第5条 講義室等の利用を希望する者は、本規程及び利用の手引きの内容について承諾の上、申し込みを行うものとする。

- 2 利用者は、講義室等を利用するときは、空き状況を確認後、利用申込書(様式第1号)に必要な事項を記載のうえ、原則として利用日の2週間前までに財団に提出しなければならないものとする。それ以降に申し込みを行う場合は、財団の受付担当に連絡し、対応が可能な場合のみ申し込みができるものとする。
- 3 利用者は、原則として利用日の3か月前から利用の申し込みができる。ただし、財団が認めた場合はこの限りではない。
- 4 利用者は、その他設備のみの利用の申込みはできない。

(利用の許可)

第6条 前条の利用申込書が提出された後、財団がその内容を審査し、利用することが適当と認める場合に限り、利用を許可する。なお、以下の目的の利用に関しては、利用を認めないものとする。

- 一 政治目的のための使用
  - 二 宗教団体による布教のための使用
  - 三 音楽・振動などにより、入居企業及び他の利用者へ迷惑を及ぼす恐れがあるとき
  - 四 暴力団及びその関連企業・団体、暴力団員による使用
  - 五 その他、財団が不相当と認める会場使用
- 2 財団は、講義室等の利用を認めた場合、利用許可の連絡をメール又は電話にて利用者へ通知するものとする。

(利用料金の徴収方法)

第7条 利用料は月末締めを原則とし、利用のあった日から10日以内を原則に料金、支払い期限及び振込み先を明記した請求書(様式第2号)を発行するものとする。

- 2 利用料金は第4条に掲げた金額に、消費税及び地方消費税を併せて請求する。
- 3 既納の利用料は還付しない。ただし、財団が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(変更及びキャンセル)

第8条 キャンセル又は利用講義室及び日程変更等の連絡は、メール又はファックスにて財団の受付担当者へ、原則として以下の期日までに行うこととする。この場合、前日とは1営業日前をいい、営業日とは土日祝日を除く平日をいう。

- 一 利用講義室の変更・・・利用日の前日の17時まで
- 二 利用時間の変更・・・利用日の前日の17時まで

※ 利用当日の利用時間の短縮は認めない。延長する場合は 30 分単位で認める。

- 三 利用日の変更・・・利用日の前日の 17 時まで
- 四 利用のキャンセル・・・利用日の前日の 17 時まで

2 キャンセル料は以下とする。

- 一 利用日の 2 営業日前・・・キャンセル料無し
- 二 利用日の前日・・・利用料金の半額
- 三 利用日当日および無連絡による利用中止・・・利用料金の全額

(禁止行為等)

第 9 条 財団は、講義室等の利用に際し、利用者による以下の行為を禁止する。

- 一 使用権の転売、譲渡、転貸 (名義貸し含む)
- 二 利用申込書に記載した内容と著しく異なる内容での利用
- 三 利用の手引きに反する行為及び、管理運営上で支障があると認められる行為
- 四 財団の承諾を得ないで行う利用備品の改造等
- 五 建物内での、指定した喫煙スペース以外での喫煙
- 六 講義室内での飲食 (ふた付きの飲料のみ、持込みを認める)
- 七 その他、公序良俗に反すると認められる行為
- 八 無連絡による利用中止

2 財団は、利用者による前項各号に掲げる禁止事項及び第 6 条の利用を認めない事項に抵触する利用を認めた場合、直ちに当該利用の中止をさせることができる。また、当該利用の中止により発生した損害について、賠償責任の一切を負わない。

(禁止行為に対する措置等)

第 10 条 利用者が前条に掲げる禁止行為を行った場合、財団は以下の措置を行うことができる。

- 一 利用者からの、講義室利用申請の拒否
- 二 前条及び第 6 条の禁止行為により発生した、損害に関する賠償の請求
- 三 利用者からの、財団が開催する人材育成に関する講座・セミナー等の受講申込みの拒否
- 四 利用者が禁止行為を行ったことに関する、福岡県及び財団内での、情報の共有

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 2 7 日から施行する。